

堺市内の事業者の皆さまへ

# 事業系ごみの適正処理にご協力を！

## ●市の施設で処理ができる事業系ごみは**一般廃棄物**のみです。

事業所から出るごみのうち、缶、びん、プラスチック類（ペットボトルや弁当の容器、お菓子の袋など）は、汚れの有無にかかわらず**産業廃棄物**に該当するため、清掃工場に搬入できません。事業所での適正な分別・処分をお願いします。不適正な排出がある場合は事業所への立入検査を行うこともあります。



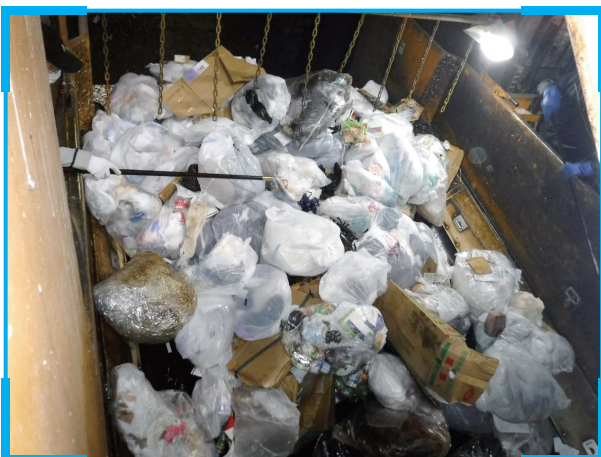
缶、びん、ペットボトルの混入



トレイなどプラスチック製容器の混入

## ●清掃工場で搬入ごみの展開検査を実施しています。

堺市の清掃工場では、定期的に搬入されるごみの展開検査を実施しています。産業廃棄物等の搬入禁止物が発見された際は、清掃工場への受け入れを認めず、排出事業者に戻す場合があります。また、悪質な排出に対しては、排出事業者に対し適正な分別を実施するよう指導することがあります。



展開検査の様子



ビニール袋



緩衝材



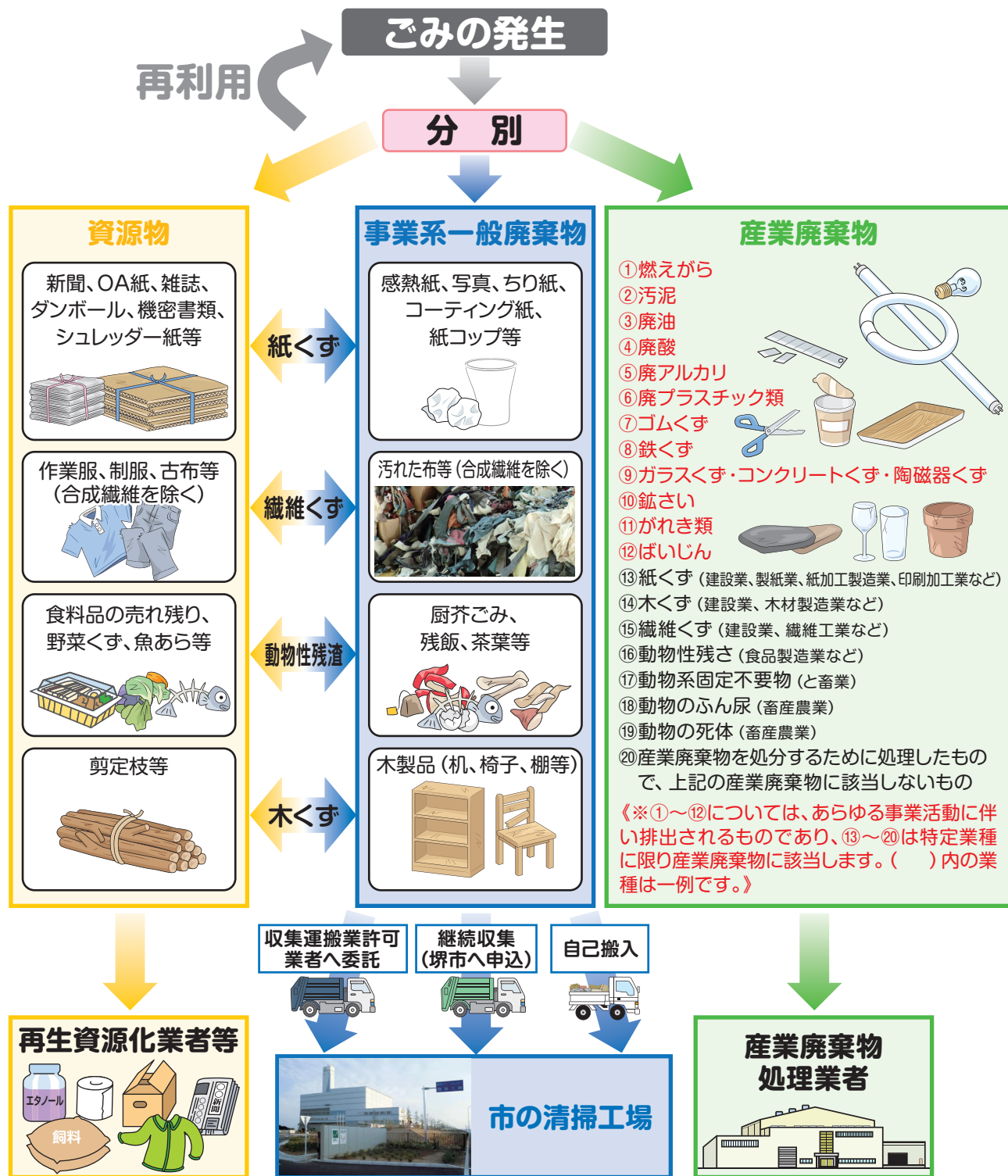
PPバンド



その他産業廃棄物等

搬入禁止物の混入例

# 資源化が可能なものは積極的に「リサイクル」しましょう



※令和6年1月より、リサイクルが可能な紙類（新聞、OA紙、雑誌、ダンボール、機密書類、シュレッダー紙等）は、市の清掃工場に搬入できません！

## お問い合わせ

- 許可業者に係る収集に関すること 資源循環推進課 (072) 228-7479
- 清掃工場への搬入に関すること クリーンセンター管理課 (072) 252-0815

詳しくは右に記載のQRコードから堺市ホームページをご覧ください。→

